

学校関係者評価委員会による評価を導入した学校評価の実施について

三善小学校 粟津小学校 大洲東中学校

1 学校評価の目的

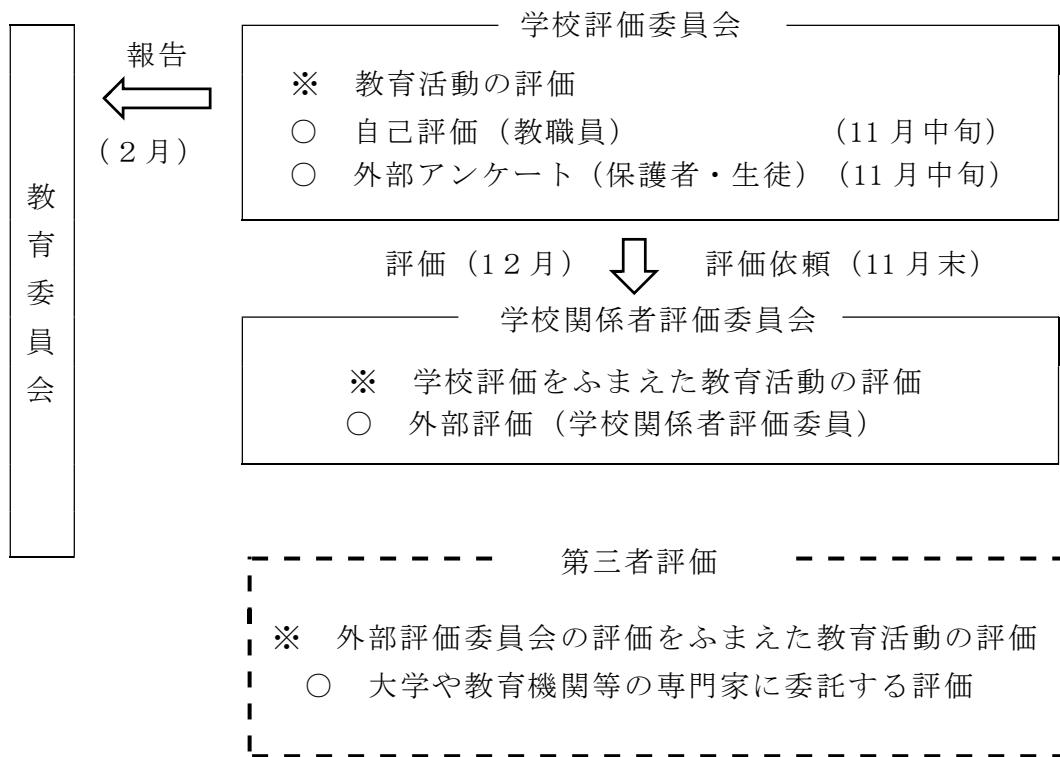
学校内部と学校外部の両面から実効的評価活動を行い、より客観性のある評価を作成し、それをもとに学校改善を図る。

〈学校改善の視点〉

- 特色ある学校づくりの推進と学校の活性化（学校運営の改善）
- 教育活動の充実と教員の資質の向上（教育の質の保証・向上）
- 学校・保護者・地域社会が一体となった学校づくり（信頼される開かれた学校づくり）

2 学校評価システム

(1) 概略図



(2) 学校評価委員会

- ア (構成委員) 校長、教頭、（教務主任、生徒指導主事）
- イ (活動内容) 企画、運営、審議、考察（期日未定）
- ウ (会議) 企画検討会、校内アンケートの審議会、学校関係者評価をうけての反省会

3 学校関係者評価委員と活動内容

(1) 学校関係者評価委員

地域の有識者の中から選出し、校長が委嘱する。

(2) 評価活動

学校関係者評価委員は、通常の教育活動や学校行事などに適宜学校を訪問し、現状把握に努める。

(2) 会議

ア 4月 学校運営方針説明、学校関係者評価の説明

イ 12月 学校評価委員による評価について審議

※ 学校評価は2学期中にアンケート形式で行い、評価に関する会議には集計結果、改善対策、その後の経過等を説明する。

4 その他

(1) 学校関係者評価の流れ

ア 委員委嘱、学校関係者評価の説明（4月）

イ 現状把握活動（年間活動）

ウ 学校関係者、生徒、保護者等にアンケート（2学期末：学校による自己評価）

エ 学校関係者評価（12月）

(2) 学校評価に関する用語

ア 自己評価 各学校が自ら行う評価

校長のリーダーシップの下、学校の全教職員が参加し、あらかじめ設定した目標や具体的な計画に照らして、自らの取組を評価する。

イ 学校関係者評価 評価委員会等の学校関係者が行う評価

学校の自己評価の結果を、学校評議員、保護者、地域住民等からなる学校関係者評価委員が評価する。

ウ 外部アンケート等 児童生徒、保護者、地域住民へのアンケート等

各学校が自己評価を行う際に情報収集のためにアンケートや懇談会などにおける意見聴取等を実施する。

(3) 第三者評価 大学や教育機関の職員、学識経験者等、当該学校に直接かかわりをもたない専門家が行う評価。

5 学校教育法施行規則

第五節 学校評価

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第七十九条 第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。